

【中核機関の相談支援機能】検討項目案

相談日	2022 年 9月30日（対応者： 伊藤 ）	I D	
相談者	相談者名：渡辺 □本人	所属	〇〇市保健センター
	連絡先：〇〇〇〇		
相談形態	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. その他（ ）		
相談概要	□詳細別紙参照 主な相談内容 金銭管理が難しい精神障害者への対応について相談したい		
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講（ ） 3. 以前に相談 4. その他（ ）		
相談者属性	地区：〇〇市■地区		所属属性：〇〇市保健センター 保健師
主な相談内容	精神病院から退院し、グループホームでの地域生活を始めた本人の金銭管理や生活の支援について。兄が支援の KP だが、金銭搾取の疑いがある。		

□「本人情報シート」を活用 ※

本人氏名	イニシャルを記入	性別	1.男性 2.女性	年齢	45歳（ 年生まれ）
居住地	1. 市内 2. 市外 3. 不明（具体的に ）				
疾病・病歴	統合失調症		親族の状況		
身体状況	ADL は自立		両親は既に他界。同居していた母が亡くなったことから、精神科病院へ入院となったが、精神症状安定し、8月から地域のグループホームに入居している。隣の市に居住する姉が関わりをもっている。		
住居の状況	精神障害者グループホーム				
経済状況	主な収入（約 月 70,000円）障害年金 主な支出（約 月 55,000 円）グループホーム利用料、小遣い 財産状況（不動産や資産、負債、財産状況の変動可能性など ）相続は終了している				
生活歴 現状	大学卒業後、金融機関に就職するが、妄想が顕著となり精神科病院入院、統合失調症と診断される。その後、離職し自宅で両親と暮らす。父、母が相次いで亡くなり、1年前に精神科病院入院。地域移行支援を受け、8月に退院し、グループホーム入居。日中は就労支援 B 型事業所に通所している。				
支援状況	介護・障害の認定・区分状況 障害支援区分2 マネジメント担当者 利用している介護・福祉サービス 生活介護 就労支援				
選好および 価値観	好きなこと 旅行の計画を立てること（調子がよいときは一人旅をしていた） 嫌いなこと 細かく指示されること 大切に思っていること 人から干渉されない自由な時間があること これだけは嫌だと思っていること 「ダメ」と言われること				
本人の 意思・意向	今後の生活についての意向 グループホームにいても、ときどき一人で旅行したい 手伝って欲しいと思っていること、困っていること お金が足りなくなってしまうこと 金銭管理についての意向 旅行に行けるように計画的に使いたい その他 本人にとって重大なこと 自宅を維持すること				
判断能力に 影響を与え た要因につ いて	1. 認知症 2. 知的障害 3. 精神障害 4. その他（ ） 5. なし 6. 不明 具体的に 統合失調症 精神保健福祉手帳2級				
権利擁護支 援関係制度 等の利用に ついて	1. 成年後見制度の利用 無 1-1. 初めての相談 1-2. これまでも相談している 1-3 不明 2. 成年後見制度の利用 有 2-1 補助 2-2 保佐 2-3 後見 2-4 任意後見 3. 日常生活自立支援事業を利用中 4. 終活相談中（死後事務委任、遺言作成など）				

追加の 情報収集 ※複数選択可	1. 本人からの聴き取り	具体的に □詳細は別紙参照
	2. 関係機関からの情報収集	
	3. ケース会議への参加（日時 ）	
	4. ケース会議の招集（日時 ）	

	5. その他（ ）	
	6. 不要	

【本人にふさわしい権利擁護支援の検討 項目案】※課題分析シート

現在の課題	☒ 日常的な金銭管理（支払い） ☐ 身寄りがいない ☐ 重大な法律行為（相続、訴訟提起、不動産処分、債務整理など） ☒ 医療契約や介護・福祉契約 ☐ 経済状況の調査と整理 ☐ 契約上のトラブルの調査と整理 ☐ 居所の変更が予定されている 具体的に（相続でまとまった遺産を受け取っている。本人の生活のために活用できるような支援が必要）
課題解決への本人の意向	☒ 課題解決したいと思っている ☐ 心身の状態から課題説明を理解することが困難 ☐ 本人は課題だと思っていない ☐ 課題解決に消極的・拒否的 具体的に 日常なお金の使い方がうまくいかないことを相談したいと考えている

情報 の 分 析	【緊急対応に関わる課題】【関係調整に関わる課題】		担当機関	緊急性有
	☐ 疾病・障害、依存への対応 ☐ 虐待・権利侵害への対応 ☐ 地域からの孤立、社会的孤立	☐ サービスの（再）調整が必要 ☒ 親族、友人・知人との関係についての課題 ☐ その他（ ）	保健センター	☐
	課題と思われる項目	可能性のある対応手段	担当機関	法定後見の必要性
	☐ 判断能力の低下 ※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもあるため、ケアの見直し等の確認が必要	☐ 日常生活のケアの見直し ☐ 服薬への支援（再整理） ☐ 適切な医療への支援 ☐ その他（ ）		☐
	☒ 金銭管理、契約行為についての課題 ☐ 預貯金が引き出せない ☒ 使いすぎてしまう ☒ 支払いの必要性が理解できない ☐ 入院 ☐ 入所 ☒ 財産活用が必要	☐ 金融機関への個別相談 ☐ 生活困窮者相談窓口の家計相談支援 ☐ 日常生活自立支援事業の利用 ☐ 障害者総合支援法の自立生活援助の利用 ☐ その他（ ）	社協	
	☒ 意思決定支援についての課題 ☐ 本人の意思を確認していない ☐ 本人の意思が把握できない ☐ 本人の望んでいることの実現が困難 ☐ 意思決定支援の支援力の不足 ☒ その他（姉の影響を受けやすい）	☒ 必要な情報の提供 ☒ 適切なコミュニケーションでの支援 ☒ リラックスした環境・状態での支援 ☒ 適切な時期、十分な時間での支援 ☐ その他（ ）	全ての支援関係者	☒
	☒ 法的保護の必要性、法的課題 ☒ 虐待や搾取、権利侵害への対応・防止 ☐ 債務整理が必要 ☒ 相続未対応 ☐ 訴訟が必要 ☐ その他（ ）	☐ 行政による虐待対応 ☐ 消費生活センターへの専門相談 ☐ 委任契約による法律相談（ ） ☐ 特定援助対象者法律相談援助の利用 ☐ 中核機関の法律相談の利用 ☒ その他（搾取の疑いへの対応）		☒
	☐ 将来への備え ☐ 身寄りがいない、頼りたくない ☐ 親なき後、自分なき後の家族支援の不安	☐ 自治体による身寄り関係のガイドラインや事業の活用 ☐ 専門相談の利用（財産管理委任など） ☐ 任意後見制度の利用 ☐ 福祉型信託の利用 ☐ 死後事務の委任 ☐ 遺言作成 ☐ その他（ ）		
	本人や親族、支援者ができていること、がんばってきたこと、強み			
	※強みを活かせるか、方針を検討する 母が亡くなったことから独居困難と考え、姉が通院先の病院へ相談して、任意入院となったが、地域移行へ向けて、本人が前向きに取り組み、グループホーム入居が決まった。			

協議して 決定した 具体的な方針	決定日： 2022 年 10 月 20 日 方針協議者：支援検討会議委員（専門職）、保健センター、グループホーム管理者、中核機関 決定内容： ☐ 中核機関における専門相談の利用 ☒ 受任調整検討による支援 具体的に 成年後見制度の必要性ありと判断。支援チーム形成支援機能へ進む
------------------------	--

【権利擁護支援チームの形成支援機能】検討項目案 ※受任調整シート

会議日時	2022 年 10 月 20 日	参加者	上記メンバー
氏名	イニシャルを記入		
本人の 意思・意向	☒ 本人情報シート添付有 ※制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入 グループホームに入居できたので、ここでの生活が継続できるようにがんばりたい。ただ、自由に過ごせる 時間もほしいし、自宅に戻りたい気持もある。 （制度の利用について）金銭管理が心配なので、相談できる人がほしいが、管理されたくはない。		
診断書	☐ 取得済（取得日 ） 診断書から想定される類型 ☒ 補助 ☐ 保佐 ☐ 後見 ☒ 未取得（取得予定：入院していた（現在通院している）精神科病院 ）		
収支状況 ※分かる範囲で 記入	主な 収入 主な 支出	月額 およそ 70000 円（障害年金 ） ☐ 詳細把握ができていない収入あり（ ） 月額 およそ 60000 円（グループホーム利用料と小遣い）	
財産状況 ※分かる範囲で 記入	☒ 預貯金（800万円 ） ☒ 不動産あり（姉と共有名義） ☐ その他の資産（株や国債、投資信託など（ ）） ☐ 負債あり（ ） ☒ 財産状況の変動可能性（姉は相続した自宅を売却したいと考えている）		
本人の居所と 今後の生活圏域	自宅と同市内のグループホームに居住。すぐには無理でも、本人は自宅で生活したいとも考えている。姉は自宅の売却を検討している。		
付与が必要と 想定される 権限	☒ 代理権目録添付あり ☐ 同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 1. 代理権の必要性有 2. 取消権の必要性有 想定される後見人等の業務 日常の金銭管理と預貯金の管理 所有する不動産について姉との協議 権限付与についての本人の意向 家を売りたいくないので不動産についての代理権は維持・管理につ いてのみ同意		
候補者に 求められること	本人にとって望ましいこと（本人の希望、性別や年代、条件、活動圏域）を記入 姉とうまくいかないことが多かったことから、男性を希望。不動産は売らないでほしい。		
申立の妥当性	☒ 成年後見制度利用の必要性有 ☐ 権利擁護支援の方針の再検討 ☐ その他		
申立人等	☒ 本人支援 ☐ 親族支援（ ） ☐ 市町村長（ ☐ 老福、 ☐ 知福、 ☐ 精福） ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針（ ）		
利用支援事業	☐ 該当する ☒ 該当しない		
候補者	☐ 親族（ ） ☐ 市民後見 ☐ 法人後見 ☒ 専門職 具体的に 相続は既に完了しているが、不動産について、共有名義の姉と意見がわかれている。また、姉 による経済搾取がこれまであった疑いもある。姉は、申立について反対まではしていないが、消極的であり、 弁護士に対する苦手意識があるようで、司法書士が適切ではないかという意見にまとまった。		
後見人等に必要 と思われる支援	☒ チームの顔合わせ支援の実施 ☐ 虐待対応の継続 ☐ 措置等 ☐ 活動地域への配慮 特に選任後の姉との面談には中核機関も立ち会うこととする。		

候補者との 事前面接	☒ 要 ☐ 不要 (根拠 基本的に申立前に本人と事前に面接することを勧めており、本人が強く希望。姉とも可能であれば、同時にできるとよい)
事前面接状況	実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入 2022 年 11 月 15 日に、専門職団体より推薦された司法書士がグループホームを訪問。姉も来訪し、中核機関も立ち会って事前面談を行った。
申立状況	申立日 2022 年 12 月 20 日 審判到着日 2023 年 1 月 30 日 確定日 2023 年 2 月 15 日 選任された後見人等 (事前面談を行った司法書士が選任された)
バックアップ 状況	チームの顔合わせ支援 (2023 年 2 月 20 日に、グループホームで本人、補助人、市保健センター、グループホーム管理者、計画相談担当、中核機関担当者で顔合わせを行い、今後の支援について話し合った。) 継続支援の必要性の確認 (姉にも声をかけたが、参加されなかった。今後、姉との関係で補助人から相談が入れば対応する必要あり)
今後の支援	☐ モニタリング要 (予定日) ☒ モニタリング不要 (今後は相談、依頼に基づき対応)

【権利擁護支援チームの自立支援機能】検討項目案

後見実務支援の 相談者	☒ 成年後見人等 ☐ 支援機関等 ☐ 本人 ☐ 親族	氏名	イニシャルを記入
	連絡先 □□□□	所属	リーガルサポート
相談概要	☐ 詳細別紙参照 主な相談内容 補助人に対して、本人への日常的な金銭管理のあり方への要望や、生活に困窮している姉自身への金銭支援の要請など、姉からの電話や line 等による訴えが多く、辞任をしたいと考えている。		

後見人等より聞き取って中核機関が記入 (後見人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい)

本人氏名	イニシャルを記入
類型	☒ 補助 ☐ 保佐 ☐ 後見 ☐ 任意後見受任者 ☐ 任意後見 ☐ その他 ()
申立の経緯	☒ 相談受付シート、受任調整シート参照 (ID :)
後見人等	☐ 親族 ☐ 市民 ☒ 専門職 (司法書士) ☐ 専門職監督人 () 氏名 : ▽▽ 連絡先 : ●●●●
本人の 心身状況	☐ 申立時 (前回報告時) からの変化の有 ☐ 本人情報シートを活用 ☒ 安定している 具体的に (体調に波はあるが全体的には安定している。本人は自宅へ戻りたいと希望している)
支援者による 支援状況	☒ 支援が充足・安定している ☐ 支援・体制に課題がある 具体的に (計画相談担当者も、グループホームありきではなく、様々な選択肢を検討できるよう調整している)
申立時の 課題解決状況	☐ 課題分析シートを添付 ☐ 当時の課題はすべて解決 ☒ 新たな課題が生じている ☐ 対応中 ☐ 課題に対応していない 具体的に (日常的な金銭管理は継続が必要。居所についての課題が具体的になっている)
後見実務の 現状と課題 (見通しを含む)	☒ 財産管理 ☒ 身上保護 ☐ チーム内の意思疎通・連携 ☐ チーム内の課題認識のずれ ☒ 意思決定支援 ☐ 本人との関係 ☒ 支援関係者との関係 ☐ 家裁への報告事務 ☒ 生活の場所を移す可能性が高い ☐ 今後、法律行為が必要となる可能性が著しく高い 具体的に (本人は自宅へ戻りたいが、姉は自身の生活が困窮しており、自宅を売却したいと考えているようである。そのため、頻繁に補助人へ連絡をしてきて、やり方について不満を述べる。 ☐ 別紙参照)

現状についての 本人の意思・意向	生活についての今後の意向 自宅へ戻ることを具体的に考えたい 後見人等や支援者についての思い 姉とよく連絡をとっているようで気になっている 今の成年後見制度利用についての思い 特に困っていることはない 続けてほしい	
後見人等の 権限の見直し	☐ 必要あり（ ☐ 縮減 ☐ 追加） ☐ 監督人不要 ☒ 必要なし 具体的状況 姉から不動産売却がなぜできないのか、執拗に訴えられ るが、本人は希望しておらず、必要性もないので権限の見直しは必要ない と考える。	☒ 登記事項証明の添付 ☒ 代理権目録の添付 ☐ 同意権目録の添付
類型見直しの 必要性（取消含む）	☐ 必要あり（ ☐ 類型→ 類型／ ☐ 取り消し） ☒ 必要なし （具体的に 本人の心身状況に変化はない ）	
追加選任または 交代の必要性	☒ 必要あり ☐ 必要なし （具体的に 親族からの連絡や訴えが他の業務に支障を来すことがある。辞任を考えている）	
家庭裁判所への 情報提供	☒ 必要あり ☐ 必要なし 誰から情報提供を行うか（具体的に交代の話が進めば中核機関から情報提供を行う）	
上記についての 本人の思い	☐ 本人からの申し出 ☒ 説明済 本人の思い（姉がそういう状況であることを知らなかった。できれば続けてほしい。）	
中核機関の支援 ■は実施済 ☒ は実施が必要と思 われること	☒ チーム会議開催への支援 ☒ 事例検討の場への事例提出（助言を求める） ☐ アドバイザーの派遣要請 ☐ 専門相談へのつなぎ ☒ 専門職団体との連携 ☐ 家裁への情報提供 ☐ 後見等人が家庭裁判所へ報告することの支援 ☐ その他（ ） ☐ 特になし	

【権利擁護支援チームの自立支援機能】検討結果 記入欄の案

検討日時	2025 年 4 月5日
検討メンバー	☒ 定例検討会議で実施 成年後見人等の出席（ ☒ あり ☐ なし） 検討会議委員（専門職）、本人、計画相談担当者、中核機関
事前情報	姉には会議を開催することは伝えていない。会議で話し合われた後に、必要に応じて姉に中核機関が 連絡をとることを事前に確認している。
話し合われたこと （助言内容）	具体的に記入 本人の思い：「これから具体的に自宅に戻れるよう考えていきたいと思っている。姉は以前からお金に 困っており、自分からお金を渡したこともあった。自宅を売ることはやめてほしい」 補助人：「ご本人や支援関係者の皆様とは、うまくやれていると思っているが、姉からの連絡や訴えが頻 繁で、先日は所属の支部にも苦情のような形で連絡がいったと聞いている。これ以上続けていると、他 の業務にも支障が出るし、何よりご本人にとってよくないのではないかと心配している」 計画相談担当者：「補助人が選任されてから、本人の金銭管理もうまくいくようになり、ようやく本人が 希望している自宅へ戻ることが実現できる見通しができた。できれば継続してほしいが、姉とのことが 解決しなければ、継続は難しいことも理解できる」 検討会議委員の司法書士：「親族との関係がこれ以上悪化すると、補助人としての業務遂行も難しい のではないかと。不動産を売却したくないという本人の強い希望があるので、社会福祉士に交代すること がよいのではないかと」 検討会議委員の弁護士：「もともと弁護士は姉との関係が構築できないのではということと、候補にあ

	がっていなかったので、交代する職種とは考え難い。ただ、本人や補助人から相談を受けて、より強い法的助言が必要な場合は協力したい。また、姉の生活困窮状態についても、姉の立場での確認は必要ではないか」 検討会委員の社会福祉士：「姉は生活に困窮しているので、その問題が解決しなければ訴えは変わらないと思う。姉に対する支援体制を検討する必要がある。そのうえで、現補助人が本当に継続が困難か、モニタリングを行う必要があるのではないか。本人が継続してほしい、という気持ちは尊重したい」
決定したこと	具体的に ① 中核機関から、本日の話合いをもったことを姉に伝える。そのうえで、まず、中核機関が姉の要望や困りごとを確認し、必要な機関につなげることの了解を姉から得る。 ② 不動産売却の必要性がどこまであるか、また、本人の自宅で暮らしたいという希望もあるため、姉についても何らかの支援者が必要。 ③ 交代ありきではなく、今の支援体制に、姉の支援関係者が加わることで、解決策が見つかるかもしれないので、本日の会議で結論は出さず、3カ月後にもう一度話合いの場を持つ。 ④ それまでの間の姉からの訴えについては、本人自身に関する問題でなければ、補助人ではなく、中核機関（または、つなぎ先の機関）へ相談するよう促す。
中核機関によるモニタリング	☐モニタリング継続不要（今後は相談、依頼に基づき対応）※課題が解消している場合は不要 ☒モニタリング継続要（必要な根拠 姉の状況把握と姉の支援がどうなるか確認のため）
その後の経過	2025 年4月15日に姉と中核機関で話合いの場をもった。姉は、夫との関係がうまくいっておらず、別居しており、現在調停中とのこと。就労しているが、子への対応などもあり、仕事を休みがちで、経済的に不安定。こういったことについて、どこにも相談できていないことがわかった。姉によると、本人の補助人が話がしやすく、すぐに連絡をしてしまっていた。また、経済的に厳しいので不動産を売却すれば、と思っているがすぐにできないこともわかっている。ただ、本人が自宅で一人暮らしをすることは反対である、といった話を聞きとった。 姉が、関係者を交えて、本人、補助人との話し合いの場をもちたいという希望が出たため、中核機関が設定をすることとした。また、姉の相談先（女性相談窓口や、生活困窮窓口）の紹介を行った。 上記を本人と補助人に報告。話し合いの場を持つ同意を得た。